

山形県では 運転免許証返納後 の生活を


# 「山形県運転免許証自主返納者等サポート事業」で支援しています!



運転免許証を返納された65歳以上の方

## 運転経歴証明書

氏名	安全 花子	昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日生	
住所	〇〇県〇〇市〇〇1丁目23番地		
交付	令和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 12345		
<b>運転経歴証明書</b> (自動車等の運転はできません)			
番号	第 123456789000 号		
交付期	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	種別	中
他	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	期	中
二種	平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日	期	中



山形県公安委員会

※協賛店によっては、年齢や提示書類等が異なる場合があります。

## 「運転経歴証明書交付済シール」を貼付したマイナンバーカード



※カードケースに貼付します。

運転経歴証明書 又は「運転経歴証明書交付済シール」を貼付したマイナンバーカードを  
県内の協賛店に提示していただくと、**特典やサービス**※を受けることができます!

### ✔ 運転経歴証明書や交付済シールってなに?

- ・運転免許証に代わる公的な本人確認書類として利用することができる証明書です。「運転免許証を自主返納してから5年以内の方」又は「運転免許証の有効期限切れ(失効)後5年以内の方」が、申請により交付を受けることができます。
- ・「運転経歴証明書交付済シール」については、運転経歴証明書申請時に別途申請することができます。

### ✔ どこに申請すればいいの?

山形県総合交通安全センター(即日交付)又は住所地を管轄する警察署(約2週間後に交付)で申請できます。

※各種料金の割引やサービス券、粗品、ポイントの進呈など。



**協賛店は  
このステッカーが目印です!**

## 「運転経歴証明書」の申請手続きに必要なもの

- 1 申請による運転免許証の取消通知書(コピー不可) ※自主返納と同時に申請する場合は必要ありません。
- 2 住所、氏名及び生年月日が確認できる下記のいずれかの書類  
・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療保険被保険者証 ・マイナンバーカード(顔写真付きのもの)
- 3 運転免許証 ※失効又は既に自主返納した方で手元に運転免許証がない場合は必要ありません。
- 4 住民票(コピー不可、山形県内住所のもので発行日から6か月以内のもの、個人番号の記載がないもの)  
※運転免許証や取消通知書の記載内容に変更がなければ必要ありません。
- 5 交付手数料 1,100円
- 6 写真(縦3cm×横2.4cm、無背景、正面、無帽、上三分身のもの)1枚  
※代理申請及び山形・上山・天童・寒河江・村山警察署で申請する場合のみ必要となります。

協賛店一覧は、最寄りの総合支庁、市町村、警察署に設置しています。又は

山形県自主返納者支援

検索

お問い合わせ

山形県防災くらし安心部 消費生活・地域安全課

023-630-2460